

第148号

瓦版 えくれしあ

～ 集いの場 ～



目次

1. 日系フィリピン人解雇の問題から
2. 江田島技能実習生による殺傷事件裁判を傍聴して 4 判決から
3. 技能実習生関連記事から
「実習先の農家でセクハラを受けた」 技能実習「中国人女性」が
実習先と監理団体を提訴
4. ケラメイコス ～ プラクルアン
5. 本の紹介 寺院消滅-失われる「地方」と「宗教」 鵜飼秀徳 著
6. 今月の言葉

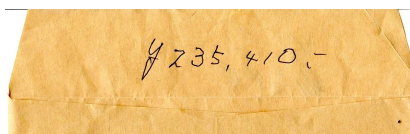
日系フィリピン人解雇の問題から

先日フィリピン人の若い友人から相談があると電話がかかってきました。相談の内容はカキ打ちに従事している日系フィリピン人2名が解雇され、アパートを掃除して早く出て行くように言われたとのことでした。月末に解雇宣告され1週間経っていました。しかしアパートから出て行く期限が特別定められているようでもありませんでした。長年働いてきた職場を何の理由か分からないまま突然解雇されることに納得できないという思いが強くあり、このことを抗議したいとの思いが強かったようです。既に別な仕事を探すつもりで転居先も見つけていました。話しを聞いているうちにカキ養殖場で働く日系フィリピン人が共通に抱えている問題と同じでした。要するに、賃金明細が無い、社会保険・労働保険に事業主が加入させていないので国民健康保険だけは加入している、住民税は支払ったことがない、区役所に所得証明をもらいに行ったら証明できないので事業主さんに貰うように言われたこと、また源泉徴収票を見ると年末調整していないよう思われることなどがありました。通訳してくれた彼は通常の生活には困らない程度の日本語が話せますが、こうしたこまごました内容になると正確に通訳が出来ないところがありましたが、同席した彼の奥さんやいとこたちが不明な点は補ってくれました。翌日、会社に、平均賃金のか月分の解雇予告手当の支払と少なくとも月末まではアパートに居住させてもらいたい旨の電話をしました。その夜には本人たちに明日のお昼に1か月分を支払うので取りに来るようにとの電話があったとのことと同行することにしました。

事務所で経営者であるおばあさんと現場を任せられ、電話で話したAさんと話しをしました。日系人二人はおばあさんは非常にいい人だがAさんとその息子が悪いと言っていました。電話した時アパート代は日割りで支払うと話していたのですが、おばあさんがそれは必要ないと言ってくれました。おまけに事務所を出たあとオロナミンCを人数分持って追いかけてきて手渡してくれました。現場を預かるAさんは自分が経営者になって取り仕切らねばならないと言う責任感から四角四面なことを言わざるを得ない立場に苦労していることが分かります。解雇後のアパート

代の日割り計算などはそうしたところから出たものと思います。また、Aさんは今後会社組織に行こうと思っているが外国人は社会保険に加入するのを嫌がると言っていました。周りの会社からそうした話を聞いているのですが、もしそれを守っておかねば何時なるとき過去に遡って加入させられ多額の費用負担が発生する可能性があるので、「加入したくない人は雇わないように」という話をしました。日本に住む以上、手取り収入は減るとしても法律に従ってもらわなければ本人だけでなく税金を負担する我々日本人にとって迷惑な話となってしまいます。

こうした話とは別に賃金計算については金額的には特別問題はないようでしたが計算の仕方が今一つ分からないところがありました。



左の写真は5月分給与袋の耳の部分に記載された賃金支給額です。総支給額や控除項目などが記載された支給明細はありません。カキ打ちですが、出来高計算でなく時間給800円の計算であり、休憩時間も含めて賃金計算しているとのことでした。

賃金袋に記載された賃金支給額とタイムカードを基にして計算した労働時間とそれに対応する賃金は下記ようになります。

出勤 日数	拘束時間				深夜 (再計)
	休憩時間	所定労働時間	残業時間		
22日	289.06 H	14.66 H	176 H	98.4 H	28.36 H
1日平均 労働時間	時間×単価 231,248 円	休憩 40分 11,728 円	時間×単価 140,800 円	時間×単価×1.25 98,400 円 (内 25%部分は 19,680 円)	時間×単価 1.25 5,672 円
12.5 H	+ 236,920 円		+ + 25%部分を除くと	244,872 円 225,192 円	

タイムカードには集計が一切打ち出されていない為、自分で時間計算して賃金額を正確に出すことは大変な話となります。事業所の話しでは休憩時間も含めた拘束時間、要するにタイムカードの始業時刻から終業時刻までを計算した時間数に時間単価の800円を乗じていると言っていますが、その計算とすれば上表の231,248円となり支給額より少ないため深夜労働分を加えると236,920円とほぼ同等の金額となります。事業所では所得税も支払い、住民税も支払っていると言っていました。その辺りの処理がどうなっているか不明です。水産業は労基法の割増賃金等が適用除外とされていますので、この98,400円の内割増賃金部分19,680円は除く必要があります。

なお、この事業所では、アパート代と水道光熱費は事業所が100%負担しており、しかも、7月～9月の仕事が無く帰国している期間のアパート代と水道光熱費も事業所が負担しています。他のカキ打場でも同様の扱いがされているようです。

毎日、3時前後から17時前後まで12～13時間働いている状況を考えると労働基準法第41条の適用除外が正しいのかといった疑問が起こります。上記の期間(5月1日から31日)は100時間程度の残業となっています。冬場のシーズンにはこれを下回ることは無いはずですから労災の過労死水準の労働時間と言えます。日系人は年齢も高い人が多いため脳血管疾患や心疾患を発病すれば事業所は労災給付とは別に数千万円単位の損害賠償を請求されることもあり得る状況です。

【技能実習生との関連等】

この事業所は、日本人3名、日系フィリピン人11名、中国人技能実習生3名体制で動いています。相談に来た人たちはカキ打ちですが、男性は筏にも出て仕事をしています。技能実習生もカキ打ちだけでなく、それ以外の仕事全般に携わっています。江田島事件の陳さんの仕事を見ても、カキ筏の仕事やれに付随した仕事またカキ打ちの人達の打身の計量など行い時間外労働が80時間を超していました。技能実習生には適用除外が認められていない為、当然、割増賃金が支払われています。ただ時間給は750円と最低賃金とされています。同じ職場で、同じような労働に、同じ時間従事しながらも労働条件が大きく異なること自体問題とは言えないでしょうか。

他のカキ打ち場でも同じでしたが、この事業所でも雇用保険に加入させていませんでした。「雇用保険に関する業務取扱要領（平成 25 年 6 月 1 日以降）」で雇用保険の適用についてみると、労働者を一人でも使用していれば適用事業に該当するとされていますが、個人経営の農林水産の事業で「5 人以上の労働者を雇用する事業以外の事業」を暫定任意適用事業として雇用保険の適用は事業主の自由であるとしています。さらに「20105(5)「常時 5 人以上の意義」」では、「一定の季節にのみ行われる事業(いわゆる季節的事业)は、通常「5 人以上」には該当しない。」とされています。従って、この事業所が雇用保険の適用が無くても問題が無いこととなります。しかし技能実習生がいますので彼らはどのようになっているのでしょうか。

日系フィリピン人が雇用保険の季節的労働者として被保険者(短期特例被保険者)となっていれば 11 日以上勤務した日が 6 か月以上があれば基本手当日額の 50 日分が一時金として支給されます。帰国時の旅費ぐらいにはなると思います。しかし日系フィリピン人のこうした働き方が季節的労働者に該当するののかという疑問が沸き起こってきます。夏場の 3 か月間仕事が無いから解雇されていると考えるのが正しいのでしょうか。なぜなら日系人に解雇されたとの意識はなく、仕事が無いから帰国するだけです。事業所にとっては彼らは夏場の仕事が少なくなる季節になると帰国したいと言うからと言ってきます。その間、アパート代等は会社が負担していることなど考えると、休日なり休暇として扱うことも可能といえないでしょうか。契約書は交わされておらず口頭でその辺りがうやむやのまま済まされているのが実態です。通年仕事がしたいと思っているはずで、なかには小学校等に通っている子供を持っている人たちもいます。そのためある家族は、通年働ける職場へと転職していきました。日系フィリピン人の供給には限りがあるため、何れは技能実習生に代替されることになるでしょう。ただ後継者がいればかの話かもしれませんが。

江田島技能実習生による殺傷事件裁判を傍聴して 4 江田島事件判決書から

この事件は、平成 25 年 3 月 14 日江田島市江田島町切串のカキ打場で発生した事件で、「殺人未遂、殺人、傷害、銃砲刀剣類所持等取締法違反、器物損壊被告事件」として審理がなされました。裁判の中では、技能実習制度との関係も取り上げられましたが、技能実習生制度には問題があるとしてもこの事件と関係づけて考えることはできないと判断されました。

確かに制度上の問題が直接殺傷事件の原因と結びつくと考えられるわけにはいかないと思います。しかし様々な技能実習生を巡る問題、またこれまでに発生した技能実習生による殺人事件(木更津の畜産業、熊本の農業そして今回の水産業)を見ると全て第 1 次産業で発生しており、全て中国人技能実習生の犯行でした。こうした共通性は何を意味しているのか、またさまざまな技能実習生を巡る問題からこの制度の在り方を見つめ直す必要があるのではないのでしょうか。

この裁判の傍聴報告の最後として判決に沿って内容の一部を抜粋してみました。

【主文と結論】

主文は、「被告人を無期懲役に処する。」です。裁判の中で取り上げられた事実が検討された結果、「被告人が追い詰められた精神状況から犯行に及んだことや、計画的犯行とまでは断定できないことなどを考えると、極刑がやむを得ないとまでは言えない。」として無期懲役の判決が下されました。

【罪となるべき事実】

この事件は、平成 25 年 3 月 14 日午後 4 時 30 分頃から同日午後 4 時 37 分頃までの間に発生した 13 件の事件が対象とされました。

殺人・傷害 (9 件)	器物損壊	凶器携行
殺意有 8 件(内殺人 2 件) 殺意無 1 件	3 件	1 件

【争点に対する判断】

争点に対する判断をしていくうえで考慮すべき問題として「殺意」と「責任能力」について検討されています。

1. 殺意について

(1) 凶器として

包丁長さ約20cmの鋭利なもの、鋤(長さ137cm、重さ約1.8kgとスコップ(長さ約107cm、重さ約1.95kg、先端が薄く鋭利になっている) 殺傷することができる凶器と言える。

(2) 殺意の態様

殺意の中には「強い殺意まではなかったものの、死んでも構わないという気持ちに基づき、死亡させる危険性が高い行為を意図的に行ったと言う意味で、殺意があったと認められる。」とされたものや、1度しか刺していないとしても状況を考えて「殺意を否定する方向の事情として重視できない。」とされたものもあった。

(3) 人間関係から

「職場での人間関係にトラブルや大きな問題があったとはいえませんが、被告人から見れば問題があった。/ また、被告人は職場の人間関係以外に、職場に中国人が働いていないことによる寂しさや、言葉の壁、思うように稼げなかったことなど、いろいろ問題を抱えていたと認められる。これらの事情が重なったことで不満が蓄積した被告人が、 や 従業員らに対する殺意を有するに至ったとしても、理解できることであるから、動機などの点から殺意を否定することはできない。」

2. 責任能力

- (1) 「殺傷能力の高い凶器を用いて、頭などの重要部分に強い攻撃を加える一方、通行人に対しては強い攻撃を行っていない。状況や相手に応じて攻撃した犯行態様からは、被告人が、自己の判断に従って行動をコントロールできていたことが認められる。」
- (2) 「被告人は、犯行直後に自殺しようとするなどしており、被告人が犯行直後の段階で、善悪の判断が出来る状況であったことも明らかである。」
- (3) 犯行直前にテレビを見て妄想が生じたことについて、「起訴前に、被告人の精神状況を鑑定した によれば、被告人は、捜査段階の鑑定の際に妄想が原因で犯行を行なったとは説明しておらず、妄想が影響した犯行とはみとめられない。」
- (4) 「本件犯行前の被告人の生活状況、勤務状況などからは、本件犯行当時、被告人に精神障害があったとは窺われない。」
- (5) 上記のことから、「被告人が本件犯行当時完全責任能力の状態にあったと認められる。」

【量刑の理由】

量刑の理由として、 犯行の態様について、 結果の重大性等、 犯行の罪質、動機等について、 遺族等の被害感情について、 社会的影響について、 その他の考慮要素について、として説明がありますが、ここでは技能実習制度との関係に触れられている 犯行の罪質、動機等について、から抜粋します。

1. 犯行の罪質、動機、技能実習生制度との関係

- (1) 「日本語も満足にできない状態で で働くうちに、中国に残した家族との関係、思うように金が稼げていないこと、 や従業員との関係など被告人では解決が困難な問題を抱え、これらが積み重なって、最終的には爆発し、自室から包丁を持ち出した上で、本件各犯行に及んでいる。時間を掛けて準備計画をした上で犯行を始めた事案とは断定できないが、自室にいる段階で殺害行為を決意していたことは明らかであり、犯行直前の被害者の対応によって衝動的に殺意が生じた事案とは異なる。」
- (2) 「被告人が抱えていた悩みやストレスは、 を殺害しても解決できないものであり、このような問題を抱え殺人など行なったことについて、被告のために考慮することには限界があるといえる。また、被告人の精神面に配慮した措置をとるとすればこのような事件にならなかった可能性も考えられるが、被告人が問題を一人で抱え込んでいたことや、 関係者の被告人

への対応がこれまでに受け入れた技能実習生への対応と同じようなものであったことなども踏まえると、
が当時そのような措置を取ることは困難であった。」

- (3) 「この制度が目的どおりの制度として運用されていない部分はあるが、被告人自身もお金を稼ぐ目的で来日し、一定の送金を行ない、帰国が近づいていたことなどによれば、被告人がおかれた環境や状況を個別に検討する以上に、技能実習制度の問題点を殺人などと結びつけるべきとは考えられない。」

以上が判決文の抜粋です。技能実習制度とこの事件は関係がないとされるのは当然だろうと思いつつも心情的に割り切れない思いが残ってしまいます。「被告人自身もお金を稼ぐ目的で来日し、一定の送金を行ない」とあります。技能実習生は母国に養わなければいけない家族を残して来日しています。家族帯同が出来ない為、研修と割り切ることはできず、家族の生活を支えるため送金せざるを得ない出稼労働者としての意識を忘れることはできません。母国で溶接の資格を持ちスキルアップを目指して来日したにもかかわらず全く関係のない職種に従事させられている人からは技術が低下し、帰国後、職場が確保できるのか心配だとの声も聞こえてきています。

この事件が発生した水産業は他の技能実習生問題とは全く違った特殊な問題をはらんでいます。加害者の陳双喜さんは制度上労働組合に加入していた(裁判では触れられていない)にもかかわらず労働組合は何らの対応もしていません。他のカキ打場での事件も同様です。水産業の技能実習生にかかわる様々な問題把握している地元のユニオンを証人として招き、この事件とカキ打場の技能実習生との具体的な関係が述べられれば判決自体変わらないとしても水産業における技能実習問題に一石が投じられ、改善も図られたのではないかと思うと残念な思いがします。

技能実習生関連記事から

「実習先の農家でセクハラを受けた」 技能実習「中国人女性」が 実習先と監理団体を提訴

弁護士ドットコムニュース 2015年06月26日 21時05分

外国人技能実習生として来日した中国人女性(29)が、「実習先の農家でセクハラを受け、適切な賃金の支払いもなかった」として、茨城県の実習先農家の親子や、実習生の受け入れ監理団体(茨城県守谷市)に対して、慰謝料300万円と未払い賃金183万円の支払いなどを求める訴訟を水戸地裁に起こした。女性は6月26日、東京・霞が関の厚生労働省で弁護士らと記者会見を開いた。

実習生の女性は「セクハラは辛くて、耐えられませんでした。監理団体に訴えたけれども、対応してくれませんでした。農家と監理団体に責任を取ってほしい。日本の司法は公正だと信じています」と話した。

会見には、この実習生女性から相談を受け、女性を支援している監理団体職員の男性(42)も同席。男性は「良心が耐えられないと女性を支援したら、監理団体に脅され、解雇された」として、女性と一緒に、解雇無効や賃金支払いを求めて監理団体を訴えている。

「セクハラが次第にエスカレート」

訴状などによると、女性は2013年9月に来日。同年10月に茨城県の大葉生産農家と雇用契約を結んで働き始めたが、この農家経営者の父から、身体を触られるなどのセクハラを受けるようになった。

女性は来日する際、借金をして出国費用や保証金など約120万円を本国の送り出し機関に支払っており、借金の保証人となった親に迷惑がかけられないと思って、当初はしぶしぶセクハラを我慢していたという。

セクハラが次第にエスカレートしたため、女性は2014年8月に実習生受け入れ監理団体に相談。ところが、セクハラを隠蔽しようとした監理団体側から、黙っておくよう恫喝を受けたという。

女性は2015年1月18日以降、仕事を与えられずに放置されたため、現在は労働組合の支援を受けて、労組が用意してくれた住まい（シェルター）で暮らしているという。

朝8時～深夜までの「作業」が連日

訴状などによると、女性が2013年に結んだ雇用契約では、女性が提示された時給は713円で、平日の労働時間は朝8時から夕方5時までという条件だった。

しかし、実際には朝8時～夕方16時に大葉を摘み取る作業があり、夕食と入浴後の17時から、大葉を10枚ごとにゴムで束ねる作業に従事させられ、月によっては連日午前2時～3時まで続いたという。

この「大葉巻き」の作業について、雇用先の農家は「これは（労働ではなく）内職だ」として、1束当たり2円しか支払わなかったという。大葉巻きは、慣れた人でも1時間に150束程度しかできず、時給に換算すると300円程度だったという。

女性の代理人を務める指宿昭一弁護士は「大葉巻きの作業は労働で、残業代の支払いが必要だ」と指摘した。

外国人技能実習制度は「人権侵害の温床」

技能実習制度は、途上国の労働者を受け入れて人材育成する「国際貢献」を目的とする制度だが、昨今では「低賃金労働者を雇用する手段」としての悪用が指摘され、見直しの議論も起きている。

指宿弁護士は「実習生は、劣悪な実習先に当たってしまったとき、他で働くという選択肢がありません。日本に来るために多額の投資や借金をしているため、途中で逃げ出しにくいこともあり、人権侵害の温床となっています」と制度の問題点を指摘していた。

ケラメイコス ブラクルアン



自分の趣味で何か集めている人にとってヤフーのオークションは便利のいいサイトです。次から次に欲しいものが出てきますし、自分の対象範囲を越えて何かないかと探しに行ってしまう。小さなやきもの人形から木製の小さなエビス大黒天にまた金属製の小さな像形などを見ているとついつい欲しくなってしまう。特に最近は遮光器土偶にも関心が向いています。破損・補修の程度また競争相手の問題もあるかもしれませんが手が出ない値段でもないし・・・躍動感にあふれた縄文土器には何かしら心が楽しくなってきます。当然、勾玉もいいのですが、良いと思うと手の届かないところに跳ね上がってしまいます。そうした中で、この金属でできた仏像のお守りが目につきました。競争相手もないまま私の所に来ていただきました。高さは3cm

弱の小さな御守りです。ひし形の4面にそれぞれ仏様がおられます。材質は不明ですが枠は銅製のように見えます。仏様はブツダとのことで、説明を見るとタイのスコタイ期のものとのことでした。13世紀から15世紀のものとなるといささか程度が良すぎる気がしますし、伝世品と考えるのも無理がありそうです。それなりに古色もあって楽しめるものなので時代は問わずに納得しています。そのうち図録の中で似たようなものに巡り会えると時代も推定できるでしょう。

このお守りをタイではブラクルアンと呼ばれているそうです。ウキペディアをみると、「ブラクルアンとはブツダや僧の姿をかたどった小仏像の護符であり、材質は金属・粘土を焼いたものから、貝の粉に薬草を混ぜたもの、中には高僧の頭髪を混ぜて固めたものなど多彩であるが、緻密なデザインはなく、素朴で単純なデザインの物が多い。主に寺院で発行され日本のお守りのような身に付けやすいサイズのものである。僧侶が一つ一つ祈禱を奉げて制作するもので、厄除けや現世利益に効果があると信じられており、首からぶら下げられて大切に扱われる。」とありました。またタイではブラクルアンは購入するのではなく、賃料を払ってお預かりしているだけだのものとのことです。ロザリオとブラクルアンの同居は難しそうなので眺めるだけにしておきます。

本の紹介

寺院消滅

失われる「地方」と「宗教」

鵜飼秀徳 著 日経 BP 社 1,600 円

寺院消滅と言う衝撃的な書名に魅かれて読んでみました。日本創成会議が現在のまま人口の大都市集中が進めば 2040 年には全国の自治体の 49.8%が消滅し、これと軌を一にして少子高齢化の中で寺院がすさまじい勢いで消滅に向かっている有様とそれに対する動きが報告されています。現在全国で 77 千の寺院があり、2 万カ寺が無住で、2 千カ寺が活動を停止しているそうです。寺院が消滅に向かうと言うことは葬儀のあり方の変更をもたらしますし、地域の繋がりや拠り所の喪失ともつながってきます。一方都市部では自分の家のお寺を持たない人が増えた結果墓地を絡めた檀家の獲得合戦が進行する一方、極端な例として「遺族は病院や施設で遺体を引き取ると、すぐに葬儀屋に引き渡し、納棺だけを済ませとダイレクトに火葬場にする。通夜・葬儀は実施しない。」僧侶は火葬場で待ち受け、火葬場で 10 分間お経を読んで終わり、という葬儀形態が増えていると報告されています。こうした状況が私たちの宗教意識の喪失と繋がっているとしたら大きな問題があると言わざるを得ないのではないのでしょうか。

しかし一方では、一部上場企業の役員経験を持つ人が僧籍を得て、地方の無住のお寺の住職となり、過っての人脈を通じて新入職員研修を行うなどの活動を始め、定年退職者を対象とした僧籍へのスカウト活動を行ない成果を挙げているそうです。その結果、臨済宗妙心寺派は姫路市に定年退職後の人を僧侶として育てる道場を開いたと報告されています。宗教は本来地域社会の中での相談センター的な役割を担っていたはずで、こうした動きは本来の宗教者のあり方への復帰の動きを意味しているのかもしれませんが。元全日本仏教界事務総長から次のような発言があります。タイの寺院が経営するエイズ患者のホスピスを訪れたとき、自分はエイズ患者の手も握れなかったことを挙げて、日本の宗教者はきれいごとはいっても究極の場面では宗教者になりきれない、命を懸けていないと発言されています。確かに、第二の人生となれば守るものは何もない境地で活動ができます。しかも社会の裏表・権謀術数、社会の苦しみや痛みを身に染みて感じておられるはずで、こうしたことから考えると、この本は、宗教界は社会の大きな変動からの挑戦状にどう対応するかといった警鐘と捉えることができるのではないのでしょうか。

言葉

もし完全になりたいのなら、行って持ち物を売り払い、貧しい人々に施しなさい。そうすれば、天に富を積むことになる。それから、わたしに従いなさい。

青年はこの言葉を聞き、悲しみながら立ち去った。たくさんの財産を持っていたからだ。

マタイ伝 第 19 章第 21 節

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所

フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成 27 年 7 月 1 日 発行